

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2202214 号
令和 4 年 2 月 21 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 9 月 3 日付け令 03 原機（ふ）213（令和 3 年 12 月 17 日付け令 03 原機（ふ）368 をもって一部補正）をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 43 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、法第 43 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に定める発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、法第 43 条の 3 の 2 4 第 2 項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準の制定について（原管廃発第 13112715 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定。以下「審査基準」という。））を基に判断した。

審査の結果、本申請は、法第 43 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請の概要は、以下のとおりである。

(1) セメント混練固化装置の導入に係る変更

新型転換炉原型炉施設における廃止措置計画変更認可申請（令和 3 年 9 月 3 日付け令 03 原機（敦廃）002 をもって申請、令和 3 年 12 月 17 日付け令 03 原機（敦廃）004 をもって一部補正。以下「廃止措置計画変更認可申請書」という。）に従い、廃止措置計画に基づく性能維持施設のうち、セメント混練固化装置の性能及び機能維持の方法の記載を変更する。

また、上記変更に伴い、濃縮廃液の処理に関し、セメント混練固化装置による処理を行う旨を追記する。

(2) 放射線計測器の変更

安全管理課長が点検を実施する放射線計測器について、熱ルミネセンス線量計測定装置の生産終了に伴い、代替品（積算型線量計測定装置）へ変更する。

(3) 記載の適正化

上記の他、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－１. 法第４３条の３の２４第２項第１号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項を確認したことから、法第４３条の３の２４第２項第１号に定める発電用原子炉の設置の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

1. セメント混練固化装置の性能及び機能維持の方法が、発電用原子炉の設置の許可又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること。
2. 放射線計測器の変更が、発電用原子炉の設置の許可又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の内容等と整合していること。

Ⅲ－２. 法第４３条の３の２４第２項第２号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。）各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、法第４３条の３の２４第２項第２号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

1. 研開炉規則第８７条第３項第１２号（放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法）

研開炉規則第８７条第３項第１２号に関する審査基準は、放射線測定器の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていることを求めている。

規制庁は、本申請について、放射線計測器のうち熱ルミネセンス線量計測定装置を代替の積算型線量計測定装置に変更するものであり、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法に変更の必要がないことから、研開炉規則第８７条第３項第１２号に関する審査基準を満足していると判断した。

2. 研開炉規則第８７条第３項第１４号（放射性廃棄物の廃棄）

研開炉規則第８７条第３項第１４号に関する審査基準は、放射性液体廃棄物の固型化等の処理等に関する行為の実施体制が定められていることを求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、研開炉規則第 87 条第 3 項第 14 号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① セメント混練固化装置の性能及び機能維持の方法が廃止措置計画変更認可申請書のとおり適切に定められていること。
- ② セメント混練固化装置の導入後の濃縮廃液の固化処理方法及びその実施体制が定められていること。

なお、規制庁は、上記の他、表現の見直し等に係る記載の適正化が行われていることを確認した。